

一時預かり事業をご利用の保護者様へ

感染拡大防止と家庭での保育にご協力ください。

令和3年1月7日に緊急事態宣言が発令されました。

感染に気付かず利用した場合には、他の利用者等への感染拡大の恐れがあることから、以下のとおり、ご協力をお願いいたします。

- ①就労先との調整が可能な方や親族等の協力が得られる方など家庭での保育が可能な方については、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。
- ②時差出勤等により利用時間を短時間にすることが可能な方については、利用時間を短時間にさせていただきますようご協力をお願いいたします。
- ③保護者の皆様には、送迎時にはマスクを着用いただき、体調不良時には送迎を控えてください。
- ④お子様の健康状態に一層ご留意いただき、発熱や風邪の症状がある場合には利用を控えてください。また、発熱したときは、平熱に戻ったことを確認するため解熱後24時間以上経過してから利用してください。
- ⑤同居家族に体調不良の方がいる場合には利用を控えていただくようお願いいたします。
- ⑥同居家族が濃厚接触者と特定されるなど、PCR検査を受けることとなった場合、陰性が確認されるまでは、お子様の登園は控えてください。

今後の国及び県の動向、市内の感染状況等によっては、利用自粛の要請等を実施する場合があります。状況が変化した場合、改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

船橋市役所保育認定課

047-436-2329